

令和3年4月28日に発出した学校衛生管理マニュアル（Ver. 6）について、亜塩素酸水の取扱いに関する内容を一部修正しました。
修正後のマニュアルについて、地方公共団体の衛生主管部局にも共有していただくようお願いします。



事務連絡
令和3年5月28日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
附属学校を置く各國公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver. 6）」の一部修正について

この度、令和3年4月28日に発出した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver. 6）」について、亜塩素酸水の取扱いに関する内容を一部修正しましたので、お知らせします。

修正箇所は、別紙のとおりとなります。

修正後のマニュアルについては、地方公共団体の衛生主管部局にも共有していただくようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれましては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれましては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれましてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれましてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれましては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれましては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれましては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いします。



＜本件連絡先＞

文部科学省:03-5253-4111(代表)

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918・2976)

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
 (2021.4.28 Ver.6)」修正箇所

【37ページ】

(修正前)	(修正後)
<p>亜塩素酸水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の用法・用量に従って必要に応じて希釈 ・有機物が存在する環境下での使用が想定されています ・遊離塩素濃度 25ppm 以上の亜塩素酸水をペーパータオル等に染み込ませてから対象物を拭く ・拭いた後数分以上置いた後、水気を拭き取る <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」(※1)における「3.モノに付着したウイルス対策」の「6.亜塩素酸水」参照 	<p>亜塩素酸水※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機物が存在する環境下での使用が想定されている <p>【清拭する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊離塩素濃度 25ppm (25mg/L) 以上の溶液をペーパータオル等に染み込ませてから対象物を清拭（拭いた後数分以上置くこと）する ・その後、水気を拭き取って乾燥させる <p>【浸漬する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊離塩素濃度 25ppm (25mg/L) 以上の溶液に浸漬（数分以上浸すこと。）し、取り出した後、水気を拭き取って乾燥させる <p>【排泄やおう吐物等の汚物がある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚物をペーパータオル等で静かに拭き取った上で、汚物のあった場所にペーパータオル等を敷き、その上に遊離塩素濃度 100ppm (100mg/L) 以上の溶液をまく（数分以上置くこと） ・ペーパータオル等を回収後、残った亜塩素酸水を拭き取って乾燥させる <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酸性の製品やそのほかの製品と混合や併用しない ・換気を十分に行う ・直射日光の当たらない湿気の少ない冷暗所に保管する